

4月8日は

山口県議会議員選挙の投票日です。

4月8日(日)は山口県議会議員選挙の投票日です。これからの県議会の針路を決める選挙です。あなたの一票を正しく使いましょう。

投票できる人

投票できるのは、昭和62年4月9日以前に生まれた満20歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(3月29日)まで、引き続き3カ月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人。(平成18年12月29日までに転入の届出をされた人。)

■周防大島町の選挙人名簿に登録されている人が、県内の他の市町に転出した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書や、住民票の写し等の証明文書を提示すれば周防大島町で投票できます。

■県内の市町の選挙人名簿に登録されている人が周防大島町に転入した場合

引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書や、住民票の写し等の証明文書を提示すれば以前投票していた市町で投票できます。

ただし、いずれも一回だけの転出入となっています。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。

不在者投票

病院に入院している人は、入院先の病院が指定病院であれば病院で不在者投票ができますので、病院長に申し出てください。

郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その傷害の程度が一定の基準に当てはまる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人に限りません。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。

入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票用紙

投票用紙は薄い黄色の紙に青色のインクで印刷されています。

投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでもかまいませんから、候補者氏名を正しくはつきり書いてください。

開票

◎日時 4月8日(日)午後8時
◎場所 B & G 海洋センター体育館

◆期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間	対象地域
大島庁舎	3月31日(土) ～4月7日(土)	8:30～20:00	町内全域
久賀・東和・橘 総合支所	4月5日(木) ～4月7日(土)	8:30～17:15	町内全域
各出張所	4月4日(水)	8:30～17:15	町内全域
笠佐老人憩の家	4月4日(水)	10:30～11:30	笠佐
大島歴史民俗資料館	4月6日(金)	9:00～12:00	瀬戸
雨振公民館	4月6日(金)	9:00～12:00	雨振
神浦公民館	4月6日(金)	14:00～17:00	神浦東、神浦西
伊崎公民館	4月6日(金)	14:00～17:00	伊崎
源明老人憩の家	4月6日(金)	9:00～12:00	源明
大泊区民館	4月6日(金)	14:00～17:00	大泊
長浜集荷場	4月6日(金)	9:00～12:00	長浜

◆問い合わせ
周防大島町選挙管理委員会事務局
☎74-1000